

地方独立行政法人市立東大阪医療センター中期目標（案）
に寄せられた意見と市の考え方

意見番号	意見該当項目	意見の概要	市の考え方
1	第2 1 - (4) 災害時医療 (第2 2 患者・市民満足度の向上)	災害時のパニックを防ぐため、医療従事者と市民によるトリアージ訓練を実施することが望ましいと考えます。	中期目標では、医療センターとして担うべき役割として、災害の発生に備えると共に災害時には市域の医療提供体制の中心的役割を担うことを求めています。 市立総合病院では、現在、中河内救命救急センターとの合同訓練の実施や、東大阪市総合防災訓練への参加などを通じて災害時に備えています。頂きましたご意見も踏まえ、市民参加も踏まえたより実効性のある訓練が実施できるよう検討いたします。
2	第2 1 - (4) 災害時医療 (第2 4 - (1) 地域医療支援病院としての機能強化)	大阪府の各災害医療拠点との連携強化もあわせて行うべきだと考えます。	中期目標では、災害拠点病院として求められる機能の維持・向上に努めることを求めています。 市立総合病院では、現在、中河内救命救急センターとは密に連携を図っているところですが、災害拠点病院としての機能を十二分に発揮できるよう、各災害医療拠点との連携強化についても検討いたします。
3	前文	地域医療構想の策定にあたり厚生労働省が発表している2次医療圏の将来予想の中で、中河内医療圏は高度急性期の不足地域であるとされており、大阪府内の8つの2次医療圏の中で唯一大学病院のない医療圏である。中河内救命救急センターと合併する市立総合病院は高度急性期病院としての役割を果たすことを内外に向けて発信し、そのための体制づくりに取り掛かるべきである。	昨今の医療提供体制の役割分担など医療のあり方が議論される中、市立総合病院は、中河内医療圏の中核病院として、地域の高度急性期及び急性期医療の担い手としての機能を発揮できるよう、院内の改革や市民への啓発に取り組んでいるところです。 今後、大阪府が地域医療構想を策定した折には、その内容を踏まえ、法人化後の市立総合病院が果たすべき役割を検討し、明確化してまいります。

意見番号	意見該当項目	意見の概要	市の考え方
4	第2 1- (1) 救急医療	<p>市立総合病院は中河内救命救急センターを合併することにより、2次救急の受け入れを中止し、3次救急に特化すべきである。</p> <p>救急医療は不採算部門であるが、市立総合病院がそのような役割を明確にし、他の2次救急病院同士が話し合いそれぞれの医療機能を明確にし、役割分担することにより、更なる効率化は十分可能であると考えられる。東大阪市はこれらの調整を中心となって進める必要があると考える。</p>	<p>現在の救急患者の発生状況や医療機関での受け入れ状況を踏まえ、市立総合病院も2次救急患者を積極的に受け入れる必要性は高いものと考えております。</p> <p>なお、法人化後には中河内救命救急センターの運営受託を予定しており、救急医療における市民サービスを最大限に提供できるよう、2次救急と3次救急の効果的な一体運営について、運営受託までに十分に検討してまいります。</p>
5	第2 2 (3) 患者満足度の向上	<p>患者満足度を向上させるために、職員として手話通訳者を採用し、常置させることを盛り込んではいかがでしょうか。現状では、聴覚障害者が受診する場合、市の意思疎通支援事業の登録手話通訳者を派遣いただくケースもあるかと思いますが、急を要する場合や入院している場合は利用できないことから、いつでも安心して医療を受けられる環境を早急に整えることが求められます。</p>	<p>中期目標では、「第2 2 患者・市民満足度の向上(4) 院内環境の快適性の向上」において、誰もが利用しやすい環境を整備することを求めています。ここでは、外部有識者の意見を聴く場である評価委員会において、障害者や高齢者への配慮、多言語対応の必要性などのご意見を頂戴し、中期目標項目としたものです。</p> <p>市立総合病院では、この中期目標を受けて、具体的な取組み内容を定める中期計画を策定することになり、その中で、今回ご意見を頂戴いたしました手話通訳者の配置も含めて、院内環境の快適性の向上に向けた取組みを検討してまいります。</p>
6	第2 3 信頼性の向上と情報発信	<p>選ばれる病院となるための信頼関係は、情報発信のみによって構築されるものではないと思います。府立の病院のように手話通訳者を採用して配置し聴覚障害者のニーズに応じること、信頼関係の構築のための立派な方策であり、かつ必要な事項であります。</p> <p>また、聴覚障害者にインフォームド・コンセントを徹底するという観点からも、手話通訳者の採用と配置は必須と言えます。</p>	<p>情報発信だけではなく、医療安全対策やインフォームド・コンセントの徹底、個人情報保護など信頼性の向上に資する様々な取組みを行い、法人化後の市立総合病院が選ばれる病院となるよう努めて参ります。</p> <p>また、手話通訳者の配置につきましては、上記と同様、今後策定する中期計画の中で検討してまいります。</p>

※「意見該当項目」中、括弧書きは意見提出者が示された項目です。

【参考意見】

下記のご意見は、ご住所等が不明であったため、パブリックコメントに寄せられた正式なご意見としての扱いはできませんが、参考までに市の考え方を示します。

意見該当項目	意見の概要	市の考え方
第 5 1 中河内救命救急センターの運営受託	中期目標から「中河内救命救急センターの受託に関することは外し、受託に関する経費の課題を市民に明らかにされ、市議会等での議論可能な独立行政法人化以前に、「受託の是非について」しっかりと議論して結論を出してください。	中河内救命救急センターの運営受託にかかる中期目標は、大阪府がその運営の受託者を法人化後の市立総合病院に決定した後に取り組むべき目標として示しているものです。 中河内救命救急センターの運営受託については、経費の問題など、受託にあたっての課題事項を関係者間の協議により調整しているところですが、今後、地方独立行政法人化するまでにしっかりと議論がなされるよう対応してまいります。